

議案第48号

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月7日提出

沼田市長 星 野 稔

## 沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「令和3年3月分」を「令和4年3月分」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の沼田市国民健康保険税条例附則第15項の規定は、令和4年度分における国民健康保険税について適用し、令和3年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。